

# 保存版

令和5年5月31日

保護者の皆様

大津市立長等小学校  
校長 松代 眞由美

特別警報及び暴風警報発令等非常変災時の措置について（お知らせ）

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別警報及び暴風警報発令等、非常変災時における登下校については、下記のとおり行いますので、目のつくところに掲示し、保存していただくようお願いいたします。

## 記

### 1 「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」発令時における措置

#### ①臨時休業

\* 午前7時時点において、大津市南部または大津市南部を含む地域に上記の警報が発令中の場合は、臨時休業といたしますので、登校させないでください。

（テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報でご確認ください。）

#### ②緊急方面別下校（方面別に分かれ、解散場所まで教師が引率して下校）>

\* 登校後、上記の警報が発令された場合には、通学路等の状況を勘案のうえ、授業を切り上げ「緊急方面別下校」の措置をとります。発令が予想されるときは、前日に下記の内容についてご留意ください。緊急方面別下校を行うときには、メール配信及びホームページでお知らせします。

#### 【緊急方面別下校が考えられる場合は】

- ・お子様はどこに帰るかを伝え、通常とは下校先が変わるときには、必ず担任にご連絡ください。
- ・お子様だけにならないように、家族か誰かに在宅していただくようお願いいたします。

\* 上記の警報発令前であっても、発令が必至と判断される場合には、臨時休業および終業時刻の繰り上げ措置をとる場合があります。

### 2 「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」解除における措置

午前7時までに、上記の警報が解除された場合は、原則として、登校させてください。ただし、通学路の状況が危険と判断される場合は、児童を待機させ、始業時間の繰り下げまたは臨時休業等の措置をとる場合があります。その際はメール配信及びホームページでお知らせします。

### 3 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）については、臨時休業の措置はとりませんので、安全を十分確認の上、平常どおり登校させてください。

### 4 その他

急に臨時休業になった翌日については、学校からメール等特別の連絡がない限り、時間割どおりの学習準備をして登校させてください。